

空き家リフォーム助成制度一覧

市町村	事業名称	制度概要	補助額	補助限度額	バンク登録が要件	担当課	担当課連絡先
1水戸市	水戸市安心住宅リフォーム支援補助金	市内の耐震性が確保された住宅について、市内に本店を有する事業者に依頼して50万円以上のリフォーム工事を行う場合、費用の一部を補助	改修費の1/10	10万円		住宅政策課	029-232-9222
2日立市	日立市空き家活用リフォーム補助	空き家所有者等がリフォーム後に売買又は賃貸等した場合又は空き家を取得又は賃借した方がリフォームした場合に空き家のリフォーム工事費の一部を補助 補助額50万円(改修費の1/3) ※ リフォームローン(1年間相当額)を含む	改修費の1/3+リフォームローン(1年間相当分)	50万円		住政策推進課	0294-22-3111 (内線247)
3土浦市	土浦市空き家バンク住宅リフォーム費用助成金	空き家バンクに登録された物件を購入した者がリフォームした場合に空き家のリフォーム工事費の一部を補助	改修費の1/10	20万円	●	生活安全課	029-826-1111
4古河市	古河市空き家等バンクリフォーム支援補助金	市外在住者が古河市空き家バンク登録物件を購入する場合	費用の1/2	30万円	●	交通防犯課	0280-92-3111
5石岡市	石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金	自己所有又は賃貸借を行う自己の居住に供する住宅のリフォーム工事の一部を補助 ※移住のため、市外から市内に転入する方も対象(空家等に居住する場合のリフォーム可)	改修費の1/10	10万円		商工観光課	0299-23-1111
7龍ヶ崎市	龍ヶ崎市空き家バンク活用促進事業補助金	改修工事費補助金: 空き家バンクに登録され、現行の耐震基準を満たす等の要件を満たした物件の売買・賃貸契約が締結された購入者(利用登録者)に対して改修工事費を補助	改修費の1/2	50万円	●	まちの魅力創造課 空家対策室	0297-64-1111
9常総市	空家等バンク活用支援補助金	空家等バンクに登録された物件を住宅として活用する場合、修繕の費用の一部を補助	改修費の1/2	30万円	●	都市計画課	0297-23-2111
10常陸太田市	空き家リフォーム工事助成金	市空き家バンク物件を賃貸又は購入し、改修した場合に助成。費用の1/2で、上限額100万円(地域材使用による加算措置10万円あり) ※空き家バンクに登録されている物件であることを要件とする。	改修費の1/2	100万円 (110万円)	●	少子化・人口減少対策課	0294-72-3111
13笠間市	空家活用支援補助金	空家バンクに登録された物件を修繕した場合の補助	改修費の1/2	50万円	●	企業誘致・移住推進課	0296-77-1101
14取手市	住宅リノベーション補助金	市街化区域内における一定水準以上の中古住宅を取得してリノベーション(改修または増築)する費用、または、世帯員増員のためにリノベーションする費用に対して補助するもの。 (満15歳以下の子どもがいる世帯、申請者が市内に勤務する場合はともに5万円の加算。)	改修費の1/10	30万円 (40万円)		都市計画課	0294-74-2141
18つくば市	①空家活用補助金 ②空家を活用した地域交流拠点づくり支援補助金	①空き家バンク登録物件の売買契約が成立し、定住等の要件を満たした場合に、改修工事及び家財処分に対し補助金を交付 ②空家を活用した地域交流拠点として新たに地域交流拠点を開設するため、空家の改修工事を行う場合に、工事費用に対し補助金を交付	①改修費の1/2 ②改修費の1/2	①50万円 ②50万円	①● ②無	住宅政策課	029-883-1111
17ひたちなか市	空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金	空家等を改修し、地域交流拠点として活用する団体に対し改修費を補助	改修費の2/3	100万円		市民活動課 空家等対策推進室	029-273-0111
18鹿嶋市	既存ストック利活用補助金	移住者による中古住宅の改修費用補助	改修費の2/3	30万円		都市計画課	0298-82-2911
21常陸大宮市	常陸大宮市空き家改修費補助金	空き家バンクを通じて成約した空き家の改修費補助	改修費の1/2	50万円	●	定住推進課	0295-52-1111
22那珂市	空き家バンクリフォーム助成事業	空き家バンクを通じて成約した空き家に対するリフォーム工事費の補助	改修費の1/2	30万円	●	都市計画課	029-298-1111
25稲敷市	空き家バンク活用促進事業	空き家バンクを通じて成約した場合、改修費を補助	改修費の1/2	50万円	●	まちづくり推進課	029-892-2000
26かすみがうら市	空き家バンクリフォーム事業補助金	空家バンクを通じて成約(賃貸・売買)した場合、改修費を補助	改修費の10/10	20万円	●	地域コミュニティ課	029-897-1111
28神栖市	神栖市空き家活用促進事業補助金	改修事業: 空き家バンク登録物件の所有者及び入居者(賃借人又は購入者)が行う改修工事に対する補助。 (移住者の場合は20万円の加算措置あり)	改修費の1/2	100万円 (120万円)	●	住宅政策課	0299-95-6595
30銚田市	銚田市空家対策推進事業	空家修繕補助金 (空家バンクを通じ売買にて契約が成立した空家居住者に対し、修繕に要した費用を補助)	改修費の1/2	50万円	●	都市計画課	0291-36-7754
31つくばみらい市	つくばみらい市空家活用補助金	空き家バンク登録物件を購入した方または借主に対し、改修工事費を補助	改修費の1/2	50万円	●	住まい開発政策課	0297-58-2111
32小美玉市	①移住促進住宅取得助成事業 ②小美玉市空家活用支援補助金	①市外から移住する目的で購入した中古住宅の改修費の1/5を補助(限度額10万円) ②空き家バンクに登録された物件の修繕費用の1/2を補助(限度額50万円)	①改修費の1/5 ②修繕費の1/2	①10万円 ②50万円	① ②●	環境課	0299-48-1111
33茨城町	空家活用支援制度	空き家バンク制度の利用促進を目的とし、空き家登録者または、空家利用希望者に対し、修繕費用の一部を補助	改修費の2/5	100万円	●	都市整備課	029-292-1111
34大洗町	空き家活用リフォーム補助金	新耐震基準の空き家をリフォームして1年以内に売却した場合、もしくは対象空き家を取得後6か月以内にリフォームした場合にその費用を補助	改修費の1/3	50万円		まちづくり推進課	029-267-5109
35城里町	リフォーム工事助成金	町内業者施工のリフォーム工事の費用を補助	改修費の1/10	10万円		まちづくり戦略課	029-288-3111
36東海村	東海村空家等解体・リフォーム補助事業	①空家バンクに登録することを目的にリフォームを行う所有者に対し改修費の補助 ②空家バンクから空家を購入した者がリフォームを行った改修費の補助 いずれのケースも村内に本店を置く業者が受注した場合、補助上限を20万円と乗せ、②の場合、村からの移住者には補助の上限を20万円と乗せ、村内業者の上乗せと併せて受給できる。	改修費の2/3	80~120万円	●	都市政策課	029-282-1711
37大子町	空家バンクリフォーム助成金	①空き家バンクに登録されている空き家の所有者に対して、町内業者に発注して行う20万円以上の空き家リフォームに要する経費を助成する。 ②空き家バンク制度を利用し入居後1年以内の空き家入居者に対して、町内業者に発注して行う20万円以上の空き家リフォームに要する経費を助成する。	改修費の1/2	①50万円 ②70万円	●	まちづくり課	0295-72-1131
43境町	境町住宅リフォーム助成金	町内の施工業者により住宅のリフォーム工事を行った場合、工事費10万円以上100万円未満の場合に工事費の8%、工事費100万円以上の場合に8万円を助成する。	改修費の8/100	8万円		まちづくり推進課	0280-81-1314
44利根町	利根町空き家リフォーム工事助成金	利根町空き家・空き地バンクに空き家を登録し、成約した物件の所有者と空き家・空き地バンク利用者のうち、所定の要件を満たす方に、リフォームに要した費用を補助	改修費の1/2	30万円	●	生活環境課	0297-68-2211

空き家関連除却費助成制度

市町村	事業名称	制度概要	補助率	補助限度額	担当課	担当課連絡先
2日立市	日立市空き家解体補助金	①空き家解体補助(利活用型)(旧耐震基準の空き家を解体して跡地を売却した場合) ②空き家解体補助(宅地再生創出型)(旧耐震基準の空き家を解体した場合)	費用の1/3	①50万円 ②30万円	住政策推進課	0294-22-3111 (内線247)
4古河市	古河市空家等解体費補助金	古河市空家等解体費補助金交付要綱(老朽化等により周辺の生活環境の保全に影響を及ぼしている空き家等を対象)	費用の1/2	50万円	交通防犯課	0280-92-3111
5石岡市	特定空家等解体費等補助金	特定空家等に認定され、法14条第1項の助言・指導を受けており、同条第2項の勧告を受けていないこと。	費用の1/3	30万円	生活環境課	0299-23-1111
6結城市	結城市空家等解体費補助金	交付要項における対象判定基準を満たす空家等の解体及び撤去に関し、予算の範囲内において交付するもの。	費用の1/2	30万円	生活環境課	0296-34-0370
7龍ヶ崎市	龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金	・昭和56年5月31日以前の建築された1年以上空家で、法12条の求めに対し適正に管理した実績があるが特定空家等に至ってしまった空家で、法14条1項の助言、指導を受け、同条2項の勧告を受ける前に解体を行うなど個人を対象 ・道路に面し、倒壊等の恐れのある空家で、公益上市長が必要と認めるもの	費用の1/2	50万円	まちの魅力創造課 空家対策室	0297-64-1111
13空間市	空家解体撤去補助事業	管理不全な状態の空家で、空家法や条例の定めにより、助言・指導、勧告等の措置に従い解体撤去した費用の補助	費用の1/2	50万円 居住誘導区域または準居住誘導区域の場合(居宅)80万円 (店舗等)200万円	企業誘致・移住推進課	0296-77-1101
18鹿嶋市	既存ストック利活用補助金	特定空家等若しくは不良住宅を解体する者に対し解体費用の4/5、上限30万円を補助	費用の4/5	30万円	都市計画課	0299-82-2911
21常陸大宮市	常陸大宮市空家等解体費補助金	市内に所有する特定空家及び管理不全空家の解体工事に要する費用 (上限額 都市計画区域外:30万円 都市計画区域内:40万円 居住誘導区域内:50万円)	費用の1/2	30~50万円	都市計画課	0295-52-1111
23茨西市	筑西市空家等解体支援補助金	特定空家等に認定され命令を受けていない空家等、または不良住宅と判定された空家等を解体し更地化する費用の一部を補助	費用の1/3	30万円	環境課	0296-24-2130
26かすみがうら市	かすみがうら市空家等解体撤去補助金	管理不全状態の空家等の解体撤去工事費用の一部を補助する。	費用の1/2	50万円	地域コミュニティ課	029-897-1111
28神栖市	神栖市空家解体支援事業補助金	事前調査で管理不全状態の空家等、不良住宅、特定空家等のいずれかに該当する場合(管理不全状態の空家等は上限50万円、不良住宅は上限70万円、特定空家等は上限100万円)。	費用の1/2	50~100万円	住宅政策課	0299-95-6585
30銚田市	銚田市空家等解体補助金	特定空家等又は空家等になっている「不良住宅」に対する解体費の一部を50万円を限度に補助する。	費用の1/2	50万円	都市計画課	0291-36-7754
31つくばみらい市	つくばみらい市空家解体補助金	周辺の生活環境を著しく損なう空き家の解体を促進するため、不良住宅と判定された空き家または市にて特定空家等に認定し、勧告の措置を受けていない空家等を解体する場合に、その解体費の一部を補助する。	費用の1/2	30万円	住まい開発政策課	0297-58-2111
33茨城町	空家等除却支援事業	適切な管理が行われていない空家等の除却を推進し、町民の安全で安心な生活環境の確保を図るため、町内に存在する空家等の除却を行う者に対し、除却工事費用の一部を補助する。	費用の2/5	50万円	都市整備課	029-292-1111
34大洗町	空き家解体・利活用補助金	①1年以上使用されていない空き家を解体した場合、上限30万円。 ②解体後1年以内に①の跡地を利活用した場合は、上限20万円(解体費の1/6)を加算。	費用の1/3	30~50万円	まちづくり推進課	029-267-5109
35城里町	城里町管理不全空家解体撤去補助金	管理不全状態空家等の解体撤去工事の経費の一部を助成	費用の1/3	50万円	まちづくり戦略課	029-288-3111
36東海村	東海村空家等解体・リフォーム補助事業	空き地バンクに登録することを目的に解体を行う所有者に対し解体費の補助 村内に本店を置く業者が受注した場合、補助上限を20万円上乗せ	費用の2/3	80~100万円	都市政策課	029-282-1711
38美浦村	美浦村空家等解体費補助金	村内の空家で、特定空家又は準特定空家に該当する家屋の解体に関し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。	費用の1/3	30万円	生活安全課	029-885-0340
42五霞町	五霞町老朽空家解体費補助金	老朽化した空家の倒壊等による被害を防止するため、空家の解体に要する費用の一部を予算の範囲内で交付。	費用の1/3	30万円	生活安全課	0280-84-3618

空き家関連その他(リフォーム・除却除く)助成制度

市町村	事業名称	制度概要	補助率	補助限度額	バンク登録が要件	担当課	担当課連絡先
2日上市	隣地統合補助金	隣地を購入し、一般地の宅地として利用する者に対し、経費(測量費用、登記費用、不動産取得に係る仲介手数料等)の一部を補助	対象経費の1/2	50万円		住政策推進課	0294-22-3111 (内線247)
5石岡市	空家バンク活用促進助成金	空家バンクに登録物件を購入した利用登録者及びその所有者に対し、不動産仲介手数料に係る費用の一部を補助	仲介手数料の1/2	5万円	●	建築住宅指導課	0299-23-1111
7龍ヶ崎市	龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金(家財処分費補助)	空家バンクに登録され、現行の耐震基準を満たす等の要件を満たした物件の売買・賃貸契約が締結された物件の所有者(登録者)に対して家財処分費の一部を補助	費用の1/2	10万円	●	まちの魅力創造課 空家対策室	0297-64-1111
9常総市	空家等バンク活用支援補助金	空家等バンクに登録された物件を住宅として活用する場合、購入の費用の一部を補助	費用の5/100	30万円	●	都市計画課	0297-23-2111
10常陸太田市	空き家家具具処分費用助成	市空き家バンク物件を賃貸又は購入した場合、残されていた家財道具処理費の一部を助成。上限額20万円。 ※空き家バンクに登録されている物件であることを要件とする。	費用の10/10	20万円	●	少子化・人口減少対策課	0294-72-3111
11高萩市	たかばぎマイル支援補助金	高萩市物件紹介バンクに登録している物件を取得した方に対して10万円補助(転入の場合は5万円加算)	費用の10/10	10万円 (15万円)	●	環境市民協働課	0293-23-7031
13笠間市	・空家活用支援補助金(①~③) ・空家・空地バンク登録物件流通促進事業補助金(④)	①家財道具処分費用の補助 ②購入費の補助 ③家賃を補助 ④既存住宅状況調査費用の補助	①費用の1/2 ②費用の3% ③家賃2か月分(又は4か月分) ④費用の1/2	①10万円(20万円) ②30万円(50万円) ③10万円(20万円) ④2.5万円	●	企業誘致・移住推進課	0296-77-1101
16つくば市	空家活用補助金(家財処分補助)	空き家バンク登録物件の家財処分費の一部を補助	費用の1/2	10万円	●	住宅政策課	029-883-1111
22那珂市	空き家バンクリフォーム助成事業	家財処分補助対象経費の一部を補助	費用の1/2	10万円	●	都市計画課	029-298-1111
23筑西市	筑西市空き家バンク成約謝礼金等	空き家バンクを介して売買契約又は賃貸借契約が成立した場合に、物件の登録者(売主・貸主)に成約謝礼金3万円、物件の利用者(買主・借主)に成約経費5万円を交付	費用の10/10	3万円	●	環境課	0296-24-2130
25福敷市	空き家バンク活用促進事業	①空き家バンクを通じて成約した方へ奨励金(5万円) ②空き家バンクを通じて成約した場合、家財処分助成(上限10万円)	①費用の10/10 ②費用の1/2	①5万円 ②10万円	●	まちづくり推進課	029-892-2000
26かずみがうら市	①空家等バンク登録奨励金 ②かずみがうら市移住促進住宅取得支援事業制度	①空家等・空地バンクに空家等を登録した所有者に対し、バンク登録奨励金を交付 ②市外から市内に転入する方が新築または中古住宅(空家以外も可)を購入した場合、購入費を補助。その他諸条件を満たした場合、加算措置あり。(若世帯加算:10万円、子ども加算:1人につき10万円、長期優良住宅加算:20万円、居住誘導区域加算:20万円)	①費用の10/10 ②費用の10/10	①5万円 ②中古の場合15万円+加算措置	●	地域コミュニティ課	029-897-1111
27桜川市	さくらがわ人生応援住宅取得助成金(R5新規)	50歳以下で300万円以上の桜川市内の住宅を取得した場合30万円助成。空家バンク登録物件は10万円加算。	定額	30~140万円		都市整備課	0296-58-5111
28神栖市	神栖市空家活用促進事業補助	①家財道具等処分事業:空き家バンク登録物件の所有者・入居者・移住者に物件内家財道具処分費(1/2) ②成約奨励金事業:空き家バンクを通じて成約された物件の所有者・利用者双方に5万円助成	①費用の1/2 ②定額	①10万円 ②5万円	●	住宅政策課	0299-95-6595
29行方市	空き家バンク成約奨励金	空き家バンクを通じて成約した場合、契約に要した費用を双方に交付	費用の10/10	5万円	●	事業推進課	0299-72-0811
30鉾田市	鉾田市空家対策推進事業(空家居住助成金)	空家バンクを通じて契約が成立した空家に5年以上居住された世帯に対し、一律10万円を助成	定額	10万円	●	都市計画課	0291-36-7754
31つくばみらい市	つくばみらい市空家活用補助金	空き家バンクに登録した物件所有者に対し、家財処分費を補助	費用の1/2	10万円	●	住まい開発政策課	0297-58-2111
32小美玉市	①移住促進住宅取得助成事業 ②小美玉市空家活用支援補助金	①中古住宅購入費の1/5を補助(限度額20万円) ②空き家バンクに登録された物件の購入費用の5%を補助(限度額50万円) ③賃借した場合家賃の2か月分(限度額10万円)を補助 ④空き家バンクに登録された物件に残存する残置物撤去費用の1/2を補助(限度額10万円)	①費用の1/5 ②購入費用の5% ③家賃2か月分 ④費用の1/2	①20万円 ②50万円 ③10万円 ④10万円	①● ②● ③● ④●	環境課	0299-48-1111
36東海村	東海村空家等支援事業	村から紹介を受けた専門家(相続、境界等)に対して支払った、相続や境界などの問題解決費用を1/2まで支援。村からの紹介(協定先)及びバンク登録が条件。	費用の1/2	10万円	●	都市政策課	029-282-1711
37太子町	空き家利用促進補助金	①空き家入居支度金 空き家バンク制度を利用して空き家に入居し、移住した方に対し、引っ越し費用を補助 ②空き家片付け支援補助金 空き家バンクに物件を登録している所有者等に対し、残存する住宅家財などの撤去若しくは処分に要する経費又は敷地の除草に要する経費を補助	費用の10/10	①3万円 ②10万円	●	まちづくり課	0295-72-1131
40河内町	河内町空家活用促進奨励金	河内町空家登録制度を活用して空き家の売買、賃貸借契約を成立させた場合、所有者と購入者等の双方に対して所定の条件を満たすものに5万円を交付する。	定額	5万円	●	企画財政課	0297-84-6970
41八千代町	八千代町転入者住まい応援助成	本町へ転入し、定住する意思をもって、町内において新築又は中古住宅を取得した方を対象に助成金を交付する。諸条件による加算措置あり。	費用の10/10	(中古の場合) 10~30万円		まちづくり推進課	0296-48-1111
43境町	子育て世帯等定住促進奨励金	子育て世帯・新婚世帯で新築または購入(中古住宅含む)した場合に50万円を交付する。	費用の10/10	50万円		地方創生課	0280-81-1309
44利根町	利根町空家子育て活用促進奨励	中学生以下の子供がいる世帯が、利根町空家・空地バンクを利用して空き家を購入又は賃借した際、所定の要件を満たす場合に、一律20万円を助成する。	費用の10/10	20万円	●	生活環境課	0297-68-2211